

農業負債整理関係資金基本要綱

平成13年5月1日13経営第356号 農林水産事務次官依命通知
改正 平成13年9月12日13経営第2932号
平成14年7月1日14経営第1697号
平成16年4月1日15経営第6706号
平成17年4月20日16経営第8723号
平成19年3月29日18経営第7812号
平成20年4月16日20経営第40号
平成20年10月1日20経営第3733号
平成20年12月1日20経営第4932号
平成23年11月21日23経営第2219号
平成24年3月30日23経営第3564号
平成26年4月1日25経営第3636号
令和2年3月30日元経営第3170号
令和2年4月30日2経営第343号
令和2年10月6日2経営第1667号
令和3年2月12日2経営第2868号
令和4年3月31日3経営第3158号

目次

第1 趣旨

第2 対象資金等

第3 農業者の手続等

1 経営改善計画書の作成等

2 融資審査

3 債権保全措置

第4 融資機関の手続等

1 融資機関の手続

2 経営診断手続の仕組み

3 融資実行後の措置

4 民事再生手続との関係

第5 その他

(参考) 負債対策資金の借入手続等

別紙1 経営改善計画総括表

経営改善計画書（個人）

（別表）負債整理計画

経営改善計画書（法人）

（別表）負債整理計画

- 別紙2 農業負債整理関係資金借入申込書
- 別紙3 融資審査の考え方
- 別紙4 令和〇年の経営状況報告書（△年目）（個人）
令和〇年の経営状況報告書（△年目）（法人）

第1 趣旨

本要綱は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通について定めるものである。

第2 対象資金等

1 本要綱の対象とする資金は、次の2資金とし、融資機関は、農業者の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

- (1) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金。
- (2) 農業経営負担軽減支援資金（農林水産省経営局長が別に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。以下同じ。）

2 本要綱の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。

- (1) 農業者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農業経営負担軽減支援資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、経営体育成強化資金で対応することを基本とする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。

- (2) (1)にかかわらず、経営体育成強化資金実施要綱第2のIIの1の(1)の資金（以下「再建整備資金」という。）については、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に、対応するものとする。
- (3) 第3の1の(3)のアの融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第3の1の(3)のイの融資機関のいずれかに確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとする。

第3 農業者の手続等

本要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は次に定めるところによるものとする。

1 経営改善計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか

ウ 経営改善計画は実行可能か

エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書（農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(3)に定める融資機関に提出するものとする。

なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあっては、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。

(2) 農業者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、普及指導センター、市町村、担い手育成総合支援協議会等に相談を求めることができるものとする。

こうした相談に的確に対応できるよう、融資機関、普及指導センター、市町村及び担い手育成総合支援協議会においては、あらかじめ相談受付窓口を明確にしておくよう願います。

(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

(4) 各資金の融資機関は、次のとおりである。

ア 経営体育成強化資金

株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

イ 農業経営負担軽減支援資金

都道府県と利子補給契約を締結している農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

2 融資審査

(1) 融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）について、農業者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、

ア 経営改善計画に示された方向（改善点）で、本当に経営が改善されるのか

イ 農業者の経営能力等からみて、経営改善計画は実行可能なのか

ウ 経営改善計画が実行されれば、どの程度収益が改善し、その結果、融資の返済も可能となるのか

エ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済又は収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか

を責任を持って判断するものとする。

(2) 融資機関は、(1)の判断に際して、農業者の既往負債の融資機関と協議（償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む。）するとともに、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。

なお、関係機関の意見を聴くに当たっては、その効率的な実施に努め、例えば特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議の場を活用すること等も考慮するものとする。

(3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間普及指導センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとする。

3 債権保全措置

(1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

（注）農業信用基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の公庫の資金には、付することができない。

(2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

(3) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資返済が確実と考えられる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1年間地域農業改良普及センター等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとする。

第4 融資機関の手続等

1 融資機関の手続

(1) 借入希望者から関係書類の提出を受けた第3の1の(4)で定めるア又はイの融資機関は、必要に応じ、同(4)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを送付し、連携して手続を進めるものとする。

(2) 融資機関は、別紙1の(1)の経営改善計画総括表を作成し、経営改善計画書とともに2の(1)の経営診断の実施機関に送付し、意見を求めるものとする。

ただし、次に掲げるアからクまでの資金（エの資金を除く。）を経営体育成強化資金により償還負担の軽減を図る場合又はアからクまでの資金（貸付利率5.0%以下のもの（エの資金を除く。）を除く。）を農業経営負担軽減支援資金により償還負担の軽減を図る場合には、融資機関は、新たに作成された経営改善計画又は計画変更された経営改善計画について、経営診断の実施機関の全ての者の合意を得るものとする。

ア 廃止前の農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱（平成7年4月1日付け7農経A第299号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金

イ 廃止前の農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱（平成13年5月1日13経営第204号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金

ウ 平成22年12月31日までに財団法人農林水産長期金融協会が都道府県に対して利子助成等補助金の交付決定をした農業経営負担軽減支援資金

エ 農業経営負担軽減支援資金（ウの資金を除く。）

オ 廃止前の農業経営の再建整備を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱（昭和54年4月4日付け54構改B第461号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金

カ 廃止前の既往借入金等に係る負債の円滑な支払を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱（平成元年2月1日付け元構改B第83号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金

キ 廃止前の農業経営維持安定資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営

第302号農林水産事務次官依命通知) 第2の1の(2)又は(3)の資金
ク 経営体育成強化資金

なお、被災借入希望者等の審査にあたっては、経営診断の実施機関からの委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。

- (3) 融資機関は、農業信用基金協会による保証を必要とする場合は、速やかにその手続を進めるものとする。
- (4) 融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の融資を実行しようとする場合には、速やかに都道府県の利子補給承認の手続を進めるものとする。
- (5) 融資機関は、農業者の借入申込書等の提出から1年半以内にすべての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、農業者にその理由を通知するものとする。
- (6) 融資機関は、融資を行わないときは、別紙1の経営改善計画総括表により、農業者に対してその理由を説明するものとする。

2 経営診断手続の仕組み

- (1) 都道府県は、地域の実情、各組織の役割等を踏まえて、
 - ア 担い手育成総合支援協議会の主催により行われている経営診断
 - イ 各都道府県等に設けられている各種資金制度に係る審査会等の仕組みを活用して、都道府県又は市町村の主催により行われている経営診断のいずれかの既存の仕組みを利用するものとする。
- (2) その際、都道府県、普及指導センター、市町村、農業委員会、農業協同組合、融資機関、担い手育成総合支援協議会等のうち、当該農業経営の診断を行うのに必要な者が参画し、適切な経営診断が実施されるようにするのが望ましい。
- (3) (1)の経営診断の実施機関は、1の(2)により、融資機関から意見を求められた場合、別紙1の経営改善計画総括表に必要事項を記入して回答するものとする。

3 融資実行後の措置

- (1) 融資を実行する場合には、融資機関は、借入者ごとに担当者を決め、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮するものとする。
- (2) 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙4により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

ただし、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した借入者にあつては、決算書類を融資機関

に提出することをもって、別紙4により経営状況を報告したものとみなすことができるものとする。

(3) 融資機関は、(2)の報告を踏まえて、必要がある場合には、関係機関に農業者に対する指導等の協力を求めるものとする。

(4) 関係機関は、経営改善計画が早期に達成されるよう適時適切な指導に努めるものとする。

4 民事再生手続との関係

(1) 農業者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合には、融資機関は、

ア 他の債権者と連絡を密にして

イ 再生計画の実行可能性を適切に判断するものとする。

(2) なお、再生計画に基づいて債務の縮減を行った上で、当該債務について本要綱で定める資金の対象とすることは、可能である。

第5 その他

1 都道府県及び関係機関は、農業者に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮するようお願いする。

2 融資の運用に当たっては、関係機関は、融資を受けようとする農業者に無用の心理的負担がかかることのないように、十分注意するようお願いする。

3 融資の運用に当たっては、関係機関相互間の協議・連携が極めて重要であるので、都道府県は、協議・連携が円滑に進められるよう必要に応じて適切な措置を講ずるようお願いする。

4 融資機関、都道府県、普及指導センターその他の関係機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

5 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、第4の1の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（別紙2の

裏面)の確認欄に記名を求めることとする。

附 則 (平成24年3月30日23経営第3564号)

この通知は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日25経営第3636号)

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日元経営第3170号)

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月30日2経営第343号)

この通知は、令和2年4月30日から施行する。

附 則 (令和2年10月6日2経営第1667号)

この通知は、令和2年10月6日から施行する。

附 則 (令和3年2月12日2経営第2868号)

この通知は、令和3年2月13日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日3経営第3158号)

この通知は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3の1の(3)の規定については、令和4年6月1日から施行する。